

# 投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2025.9.6



NISA 対象

成長投資枠

※販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。

## MAXIS 全世界株式(オール・カントリー)上場投信

追加型投信／内外／株式／ETF／インデックス型

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

MAXIS専用サイト <https://maxis.am.mufig.jp/>

| 商品分類    |        |               |      |         | 属性区分   |      |              |           |       |                                         |
|---------|--------|---------------|------|---------|--------|------|--------------|-----------|-------|-----------------------------------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 独立区分 | 補足分類    | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域       | 投資形態      | 為替ヘッジ | 対象インデックス                                |
| 追加型     | 内外     | 株式            | ETF  | インデックス型 | その他資産  | 年2回  | グローバル(日本を含む) | ファミリーファンド | なし    | その他(MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス(円換算ベース)) |

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(株式 一般)です。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

●本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

●ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

●本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

○ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。

○ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

○請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「MAXIS全世界株式(オール・カントリー)上場投信」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年3月7日に関東財務局長に提出しており、2025年3月8日に効力が生じております。

### 委託会社:三菱UFJアセットマネジメント株式会社

ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号

設立年月日:1985年8月1日

資本金:20億円

運用投資信託財産の合計純資産総額:45兆7,701億円

(2025年6月30日現在)

ホームページアドレス

<https://www.am.mufig.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

### 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの財産の保管・管理等を行います。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

円換算した対象指数(MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス)に連動する投資成果をめざします。

## ファンドの特色

### 投資方針

円換算したMSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックスに連動する投資成果をめざして運用を行います。

- ファンドの1口当たりの純資産額の変動率を、円換算したMSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックスの変動率に一致させることを目的として、主として対象指数に採用されている銘柄の株式等(DR(預託証券)を含みます。)に投資を行います。
- 円換算した対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用し株式等の実質投資比率が100%を超える場合があります。

❗ DR(預託証券)とは、Depositary Receiptの略で、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。

※実際の運用は外国株式インデックスマザーファンド、新興国株式インデックスマザーファンド、日本株式インデックスマザーファンドを通じて行います。

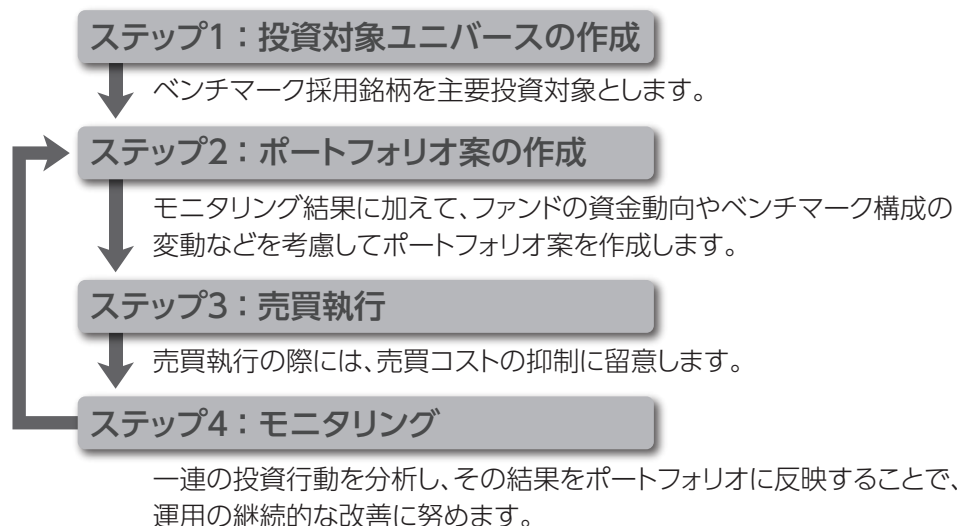
### <MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックスについて>

MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の先進国・新興国の株式で構成されています。

MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス(円換算ベース)は、MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス(米ドルベース)をもとに、委託会社が計算\*したものです。

※原則として、わが国における計算日の午前10時の対顧客電信売買相場の仲値により円換算

### <運用プロセスのイメージ>



❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📄 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

([https://www.am.mufg.jp/investment\\_policy/fm.html](https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html))

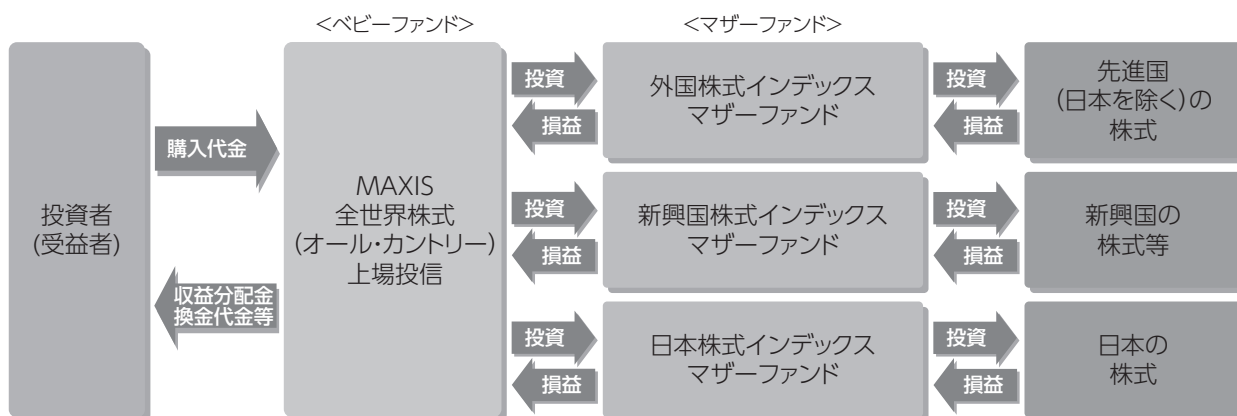


## 原則として、為替ヘッジを行いません。

- 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

### ■ ファンドの仕組み

運用は主に外国株式インデックスマザーファンド、新興国株式インデックスマザーファンド、日本株式インデックスマザーファンドへの投資を通じて、日本を含む先進国および新興国の株式等に投資を行うファミリーファンド方式により行います。



- ・外国株式インデックスマザーファンドは、MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース) に連動する投資成果をめざします。
- ・新興国株式インデックスマザーファンドは、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース) に連動する投資成果をめざします。
- ・日本株式インデックスマザーファンドは、MSCI ジャパン・インデックス (配当込み) に連動する投資成果をめざします。

### ■ 上場投信の仕組み

ファンドの受益権は、下記の金融商品取引所で上場され、株式と同様に、市場価格で売買することができます。

金融商品取引所における売買単位は1口単位です。

取引方法は、原則として株式と同様です。売買手数料等につきましては、お取引される第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。

<金融商品取引所>

- ・東京証券取引所 (2020年1月9日に新規上場)

### ■ 主な投資制限

- ・株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

## 年2回の決算時に分配を行います。

- 年2回の決算時(6・12月の各8日)に分配を行います。
- 分配金額は、経費等控除後の配当等収益の全額を原則とします。
- 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### ●「MAXIS(マクシス)」の由来

「MAXIS(マクシス)」は三菱UFJアセットマネジメントが運用するETF(上場投資信託)シリーズの統一ブランドです。このブランドには、「最高(MAX)の品質」と「お客さまの投資の中心軸(Axis)」をめざすという三菱UFJアセットマネジメントの思いが込められています。

### 「MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス」の著作権等について

当ファンドは、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCI Inc.が独占的に所有しています。MSCI Inc.およびMSCI指数は、MSCI Inc.およびその関係会社のサービスマークであり、委託会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であると問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI Inc.とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、当ファンドまたは当ファンドの委託会社あるいは受益者に関わらず、MSCI Inc.により決定、作成、および計算されています。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、当ファンドの委託会社または受益者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの募集等に関する事項の決定について、また、当ファンドを換金するための計算式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI Inc.は、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入力しますが、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および/または完全性について保証するものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、当ファンドの委託会社、当ファンドの受益者その他の個人・法人が、契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連してMSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行うものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。MSCI指数およびそれに含まれるデータに関し、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害(逸失利益を含む。)につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

当ファンドの購入者、販売者、または受益者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI Inc.の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCI Inc.に問い合わせることなく、当ファンドを保証、推奨、売買、または宣伝するためにいかなるMSCI Inc.のトレードネーム、トレードマーク、またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCI Inc.の書面による許諾を得ることなくMSCI Inc.との関係を一切主張することはできません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。



# 投資リスク

## ■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

### 価格変動 リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

### 為替変動 リスク

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

### 信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

### 流動性 リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

### カントリー・ リスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

## ■その他の留意点

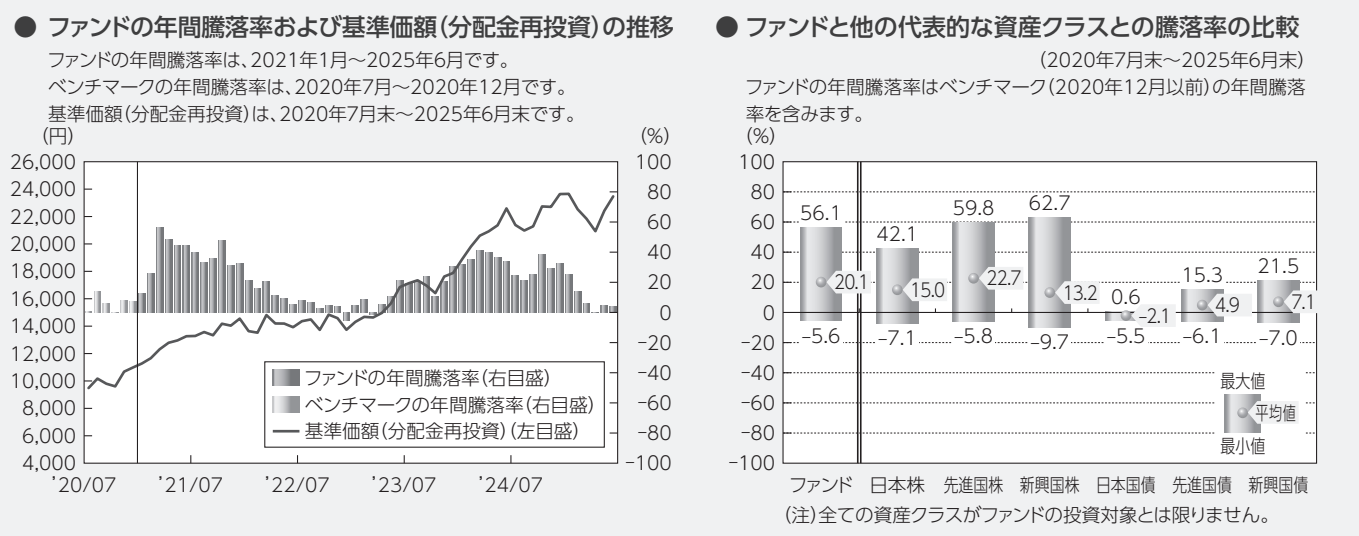
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 有価証券の貸付等においては、取引先の倒産等による決済不履行リスクを伴い、ファンドが損失を被る可能性があります。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ファンドは、換金時期に制限がありますのでご注意ください。
- ファンドは金融商品取引所に上場され取引が行われますが、金融商品取引所における市場価格はファンドの需給などによって決まり、時間とともに変化します。このため、ファンドの市場価格は基準価額に必ずしも一致せず、またその差異の程度については予測できません。
- コンピューター関係の不慮の出来事に起因する取引上のリスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

## ■リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ベンチマークの年間騰落率は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。  
上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

| 資産クラス | 指数名                           | 注記等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本株   | 東証株価指数(TOPIX)<br>(配当込み)       | 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。                                                                               |
| 先進国株  | MSCIコクサイ・インデックス<br>(配当込み)     | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。                                                                                                                                                                                                               |
| 新興国株  | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み) | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。                                                                                                                                                                                                    |
| 日本国債  | NOMURA-BPI(国債)                | NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。                                                                                                     |
| 先進国債  | FTSE世界国債インデックス<br>(除く日本)      | FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 |
| 新興国債  | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド   | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。                                                                                                                                       |

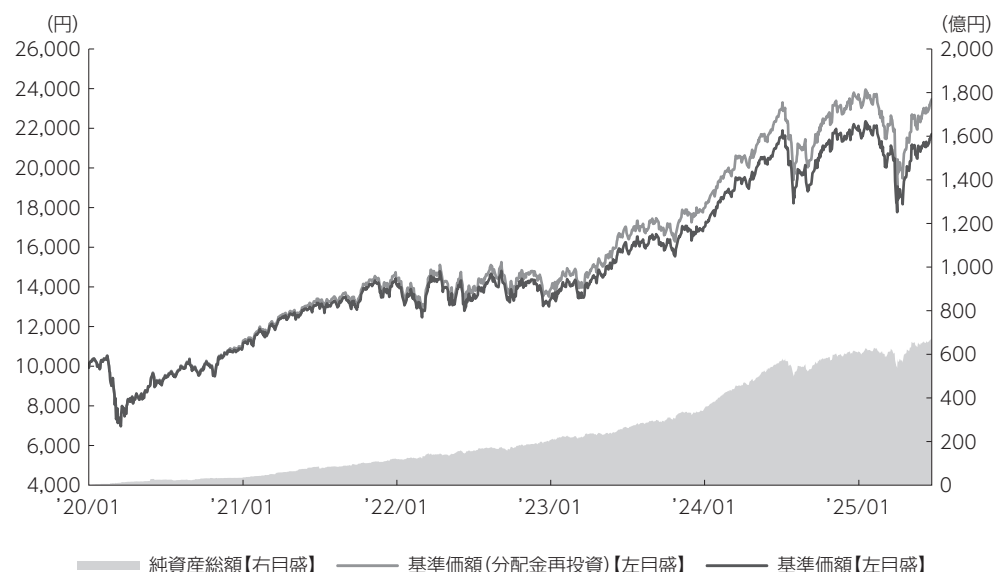
(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。



# 運用実績

2025年6月30日現在

## 基準価額・純資産の推移 2020年1月8日(設定日)～2025年6月30日



- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000(当初元本1口当たり)を起点として表示
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

## 基準価額・純資産

|       |         |
|-------|---------|
| 基準価額  | 21,714円 |
| 純資産総額 | 672.4億円 |

●純資産総額は表示桁未満切捨て

## 分配の推移

|           |        |
|-----------|--------|
| 2025年 6月  | 177円   |
| 2024年 12月 | 144円   |
| 2024年 6月  | 158円   |
| 2023年 12月 | 126円   |
| 2023年 6月  | 148円   |
| 2022年 12月 | 111円   |
| 設定来累計     | 1,234円 |

●分配金は1口当たり、税引前

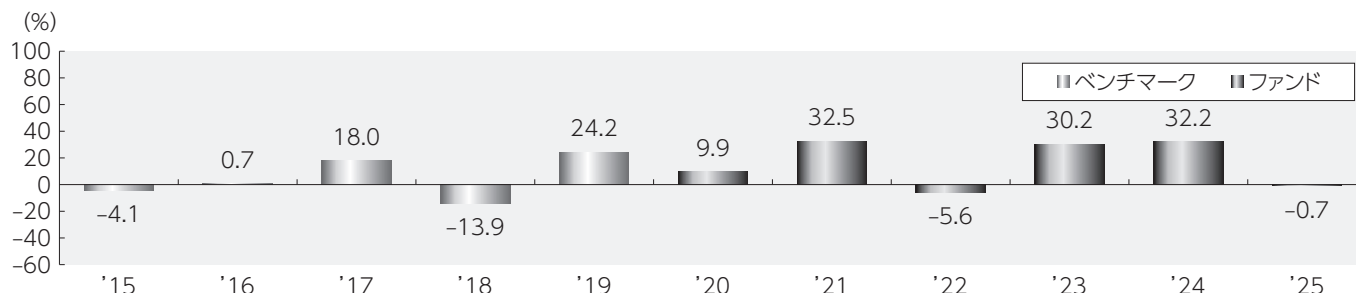
## 主要な資産の状況

| 組入上位通貨       | 比率    | 組入上位銘柄                         | 業種                 | 国・地域 | 比率   |
|--------------|-------|--------------------------------|--------------------|------|------|
| 1 アメリカドル     | 65.0% | 1 NVIDIA CORP                  | 半導体・半導体製造装置        | アメリカ | 4.5% |
| 2 ユーロ        | 8.0%  | 2 MICROSOFT CORP               | ソフトウェア・サービス        | アメリカ | 4.1% |
| 3 円          | 5.0%  | 3 APPLE INC                    | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | アメリカ | 3.5% |
| 4 イギリスポンド    | 3.3%  | 4 AMAZON.COM INC               | 一般消費財・サービス流通・小売り   | アメリカ | 2.5% |
| 5 カナダドル      | 2.8%  | 5 META PLATFORMS INC-CLASS A   | メディア・娯楽            | アメリカ | 1.9% |
| 6 香港ドル       | 2.8%  | 6 BROADCOM INC                 | 半導体・半導体製造装置        | アメリカ | 1.4% |
| 7 スイスフラン     | 2.1%  | 7 ALPHABET INC-CL A            | メディア・娯楽            | アメリカ | 1.2% |
| 8 ニュー台湾ドル    | 2.0%  | 8 TESLA INC                    | 自動車・自動車部品          | アメリカ | 1.1% |
| 9 インドルピー     | 1.9%  | 9 TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC | 半導体・半導体製造装置        | 台湾   | 1.1% |
| 10 オーストラリアドル | 1.5%  | 10 ALPHABET INC-CL C           | メディア・娯楽            | アメリカ | 1.0% |

| その他資産の状況      | 比率   |
|---------------|------|
| 株価指数先物取引 (買建) | 1.9% |

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

## 年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2020年は1月8日(設定日)から年末までの、2025年は年初から6月30日までの収益率を表示
- 2019年以前は対象指数(ベンチマーク)の年間収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



# 手続・手数料等

## ■お申込みメモ

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位    | 100口の整数倍で販売会社が定める単位<br>販売会社にご確認ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 購入価額    | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額<br>なお、原則、購入申込受付日の午後4時までに受付けた購入申込み(当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を当該購入申込受付日の申込みとします。午後4時過ぎに受付けた購入申込みは翌営業日を購入申込受付日とします。<br>くわしくは販売会社にご確認ください。<br>※基準価額は1口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 購入代金    | 販売会社が指定する期日までにお支払いください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 当初元本    | 1口当たり10,000円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 換金単位    | 100口の整数倍で販売会社が定める単位<br>販売会社にご確認ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 換金価額    | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額<br>なお、原則、換金申込受付日の午後4時までに受付けた換金申込み(当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を当該換金申込受付日の申込みとします。午後4時過ぎに受付けた換金申込みは翌営業日を換金申込受付日とします。<br>くわしくは販売会社にご確認ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 換金代金    | 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 申込不可日   | 購入・換金申込受付日が次のいずれかに該当する場合は、購入・換金はできません。<br><br><購入><br>1. ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行、香港取引所、香港の銀行の休業日<br>2. 決算日の4営業日前から起算して3営業日以内(ただし、決算日が休業日の場合は、当該決算日の5営業日前から起算して4営業日以内)<br>3. ファンドが終了することとなる場合において、償還日の直前5営業日間<br>4. 委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき<br><br><換金><br>1. ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行、香港取引所、香港の銀行の休業日<br>2. 決算日の4営業日前から起算して3営業日以内(ただし、決算日が休業日の場合は、当該決算日の5営業日前から起算して4営業日以内)<br>3. ファンドが終了することとなる場合において、償還日の直前5営業日間<br>4. 委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき<br><br>なお、委託会社は、2. から4. に定める日の購入・換金のお申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間におけるお申込みについては、お申込みの受付を行うことができます。 |
| 申込締切時間  | 原則として、午後4時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。<br>なお、販売会社によっては異なる場合があります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 購入の申込期間 | 2025年3月8日から2026年3月6日まで<br>※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 購入制限    | ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の購入のお申込みに制限を設ける場合があります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 換金制限              | ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 買取り               | 販売会社は、次に該当する場合には受益権を買取ります。ただし、償還日の2営業日前までとします。<br>・受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき<br>受益権の買取り価額は、買取り請求の受付日の翌営業日の基準価額とします。<br>なお、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の買取りを停止すること、およびすでに受付けた受益権の買取りを取消すことがあります。                                                                                                 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。<br>また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、取得申込みの受付を中止することがあります。 |
| 信託期間              | 無期限(2020年1月8日設定)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 繰上償還              | 以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。<br>・受益権の口数が10万口を下回ることとなった場合<br>・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき<br>・やむを得ない事情が発生したとき<br>なお、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合、対象指数が廃止された場合、対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めたファンドの信託約款の変更が書面決議により否決された場合は、原則として、ファンドを償還させます。                                                                        |
| 決算日               | 毎年6・12月の8日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 収益分配              | 年2回の決算時に分配を行います。<br>収益分配金は、原則として、毎決算後40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者(決算日において受益者名簿に名義登録されている受益者)があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振込む方式等により支払われます。                                                                                                                                                                                                    |
| 信託金の限度額           | 5,000億円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 公告                | 原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ( <a href="https://www.am.mufg.jp/">https://www.am.mufg.jp/</a> )に掲載します。                                                                                                                                                                                                                                    |
| 運用報告書             | 投資信託及び投資法人に関する法律により、交付運用報告書および運用報告書(全体版)の作成・交付は行いません。運用内容については、販売会社または委託会社の照会先にてご確認ください。                                                                                                                                                                                                                                             |
| 課税関係              | 課税上は、上場証券投資信託として取扱われます。<br>上場証券投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA(少額投資非課税制度)」の適用対象となります。<br>ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象です。<br>販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。<br>配当控除および益金不算入制度の適用はありません。                                                                                                                                    |

## ■ファンドの費用・税金



### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

| 購入時手数料                                  | 支払先                         | 購入時手数料    | 対価として提供する役務の内容                  |
|-----------------------------------------|-----------------------------|-----------|---------------------------------|
|                                         | 販売会社                        | 販売会社が定める額 | ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等 |
| (購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。) |                             |           |                                 |
| 信託財産留保額                                 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.1%をかけた額 |           |                                 |
| 換金時手数料                                  | 支払先                         | 換金時手数料    | 対価として提供する役務の内容                  |
|                                         | 販売会社                        | 販売会社が定める額 | 換金に関する事務手続等                     |
| (換金される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。) |                             |           |                                 |

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                      |                |        |                                         |        |                                 |        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|--------|-----------------------------------------|--------|---------------------------------|--------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬)                                                                                                                                                                                | 運用管理費用(信託報酬)の総額は、以下の通りです。<br>日々の純資産総額に対して、 <u>年率0.0858%(税抜 年率0.078%)以内</u> をかけた額                                                                                                                                                                                     |                |        |                                         |        |                                 |        |
|                                                                                                                                                                                                 | 1口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数／ 365)                                                                                                                                                                                                                        |                |        |                                         |        |                                 |        |
|                                                                                                                                                                                                 | ※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。                                                                                                                                                                                                                                   |                |        |                                         |        |                                 |        |
|                                                                                                                                                                                                 | 各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。                                                                                                                                                                                                                                                |                |        |                                         |        |                                 |        |
|                                                                                                                                                                                                 | <table><tr><td>支払先</td><td>委託会社</td><td>受託会社</td></tr><tr><td>配分(税抜)</td><td>0.058%</td><td>0.020%</td></tr></table>                                                                                                                                                 | 支払先            | 委託会社   | 受託会社                                    | 配分(税抜) | 0.058%                          | 0.020% |
|                                                                                                                                                                                                 | 支払先                                                                                                                                                                                                                                                                  | 委託会社           | 受託会社   |                                         |        |                                 |        |
|                                                                                                                                                                                                 | 配分(税抜)                                                                                                                                                                                                                                                               | 0.058%         | 0.020% |                                         |        |                                 |        |
|                                                                                                                                                                                                 | ※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。                                                                                                                                                                                                                                       |                |        |                                         |        |                                 |        |
|                                                                                                                                                                                                 | (有価証券の貸付の指図を行った場合)<br>有価証券の貸付の指図を行った場合には品貸料がファンドの収益として計上されます。<br>その収益の一部を委託会社と受託会社が受け取ります。<br>この場合、ファンドの品貸料およびマザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額の55%(税抜 50%)以内の額が上記の運用管理費用(信託報酬)に追加されます。<br>委託会社と受託会社が受け取る品貸料の配分は1:1の割合となります。                                              |                |        |                                         |        |                                 |        |
|                                                                                                                                                                                                 | <各支払先が運用管理費用(信託報酬)の対価として提供する役務の内容>                                                                                                                                                                                                                                   |                |        |                                         |        |                                 |        |
| <table><tr><td>支払先</td><td>対価として提供する役務の内容</td></tr><tr><td>委託会社</td><td>ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等</td></tr></table> | 支払先                                                                                                                                                                                                                                                                  | 対価として提供する役務の内容 | 委託会社   | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 | 受託会社   | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等 |        |
| 支払先                                                                                                                                                                                             | 対価として提供する役務の内容                                                                                                                                                                                                                                                       |                |        |                                         |        |                                 |        |
| 委託会社                                                                                                                                                                                            | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等                                                                                                                                                                                                                              |                |        |                                         |        |                                 |        |
| 受託会社                                                                                                                                                                                            | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等                                                                                                                                                                                                                                      |                |        |                                         |        |                                 |        |
| その他の費用・<br>手数料                                                                                                                                                                                  | 以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。<br>・監査法人に支払われるファンドの監査費用<br>・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料<br>・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用<br>・外国株式インデックスマザーファンドおよび新興国株式インデックスマザーファンドの換金に伴う信託財産留保額<br>・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等<br>※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。 |                |        |                                         |        |                                 |        |
|                                                                                                                                                                                                 | 上記のほか、以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。<br>・受益権の上場に係る費用(追加上場料(追加上場時の増加額に対して0.00825%(税抜 0.0075%))、年間上場料(毎年末の純資産総額に対して最大0.00825%(税抜 0.0075%)))<br>・対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(信託財産の純資産総額に年率0.055%(税抜 年率0.05%)(上限)をかけた額)                                                   |                |        |                                         |        |                                 |        |
|                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                      |                |        |                                         |        |                                 |        |



## 税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期                   | 項 目       | 税 金                                                   |
|-----------------------|-----------|-------------------------------------------------------|
| 分配時                   | 所得税および地方税 | 配当所得として課税<br>分配金に対して20.315%                           |
| 売却時、換金(解約)時<br>および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税<br>売却時、換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して<br>20.315% |

※上記は2025年6月末現在のものです。

※「NISA(少額投資非課税制度)」をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し(ETFの配当金の受取方法については、「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。)、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。



目論見書を読み解くガイド

[https://www.am.mufg.jp/basic/first\\_time/faqpoint/index.html](https://www.am.mufg.jp/basic/first_time/faqpoint/index.html)